

住民税の住宅借入金等特別税額控除が変わります

住民税の住宅借入金等特別税額控除は、税源移譲による税率の改正のための特別措置として、平成11年から同18年までに居住した人のみ、市に申告することで控除を受けられましたが、平成22年度からは、次のように変わります。

■対象者①＝平成21年から同25年までに居住をはじめた人

所得税の住宅ローン控除の適用を受けた人については、所得税から控除しきれなかった額を翌年度分の個人住民税から控除する新しい制度ができました。

この制度の適用を受けるためには、最初の年は所得税の確定申告を、2年目以降については、給与所得の年末調整か所得税の確定申告のどちらかをする必要があります（市への申告は不要です）。

●**適用年度**＝10年間（所得税の住宅ローン特別控除の適用を受けている期間）。

■対象者②＝平成11年から同18年までに居住をはじめた人

所得税の住宅ローン控除から控除しきれなかった分がある場合、平成20・21年度と同じように住民税の住宅ローン控除が受けられませんが、市への申告は不要になりました（市に申告をしなくても、給与の年末調整や所得税の確定申告をすることで、自動的に住民税の

控除が受けられる仕組みに変わりました）。ただし、退職所得や山林所得を有する人、所得税において平均課税の適用を受けている人（平成11年から平成18年までに入居した人）については、「新たな住宅ローン控除」と「税源移譲の経過措置としての住宅ローン控除」で、控除される金額が異なる場合があるため、これまでと同様に市へ申告を行い、控除の適用を受けることができます。

申告する場合は、毎年3月15日までに、市へ申告書を提出してください。

※期限までに申告しなかった場合は、自動的に申告を不要とする「新たな住宅ローン控除の適用」を受けることとなります。

●**申告方法**＝所得税の確定申告書とともに「住宅借入金等特別税額控除申告書」を天草税務署へ提出してください。同申告書は本庁・市民税課の窓口へ備え付けているほか、市のホームページからも取得することができます。

●**適用年度**＝平成20年度分から同28年度分までの個人住民税。

※平成19年・20年に入居した人については、住民税の住宅ローン控除はなく、所得税からだけの控除となります（この期間に入居した人については、所得税の住宅ローン控除を受ける最初の年に、控除の期間を10年から15年の選択制にすることで調整されています）。

【問い合わせ先】本庁・市民税課市民税係(内線1144)

年金受給者の確定申告説明会を実施

天草税務署では、年金受給者を対象に「確定申告説明会」を実施します。記載方法の説明を聞きながら確定申告書を作成し、その場で提出もできます。対象者には案内文書を送付しますが、その文書が届かなくても参加できます。参加料は無料です。

■**日程**＝右表のとおり。

■**持参品**＝①印鑑 ②公的年金の源泉徴収票 ③社会保険料の支払金額がわかる書類 ④生命保険料・地震保険料控除証明書 ⑤筆記用具・電卓。

※年金のほかに、給与収入がある人は事業所が発行した源泉徴収票を、生命保険・損害保険

◆確定申告年金受給者説明会日程

と き	と ころ
1/28(木)	市民センター 2階・大会議室
1/29(金)	
2/1(月)	五和町コミュニティセンター
2/8(月)	13:30～
2/9(火)	9:30～/14:00～
2/10(水)	9:30～

契約などに基づく満期または、解約返戻金や個人年金の受け取りで所得が生じた人は支払調書を、それぞれ持参してください。

【問い合わせ先】天草税務署 ☎2510

事業者にかかる固定資産税を免除します

市では、企業誘致の促進と、産業振興や雇用拡大のため、固定資産税を課税免除する特例を設けています。免除を受けるためには申請が必要です。

▼**対象Ⅱ**製造業・ソフトウェア業・旅館業（下宿営業を除く）を行うための特別償却設備（家屋やその家屋が建つ部分の土地、事業に使用する償却資産で機械・装置）を新・増設した事業者。

▼**免除される固定資産（適用基準）**Ⅱ平成21年1月2日から翌22年1月1日までに新・増設した特別償却設備で、取得価額の合計額が2、700万円を超えるもの。

なお、土地は取得日の翌日から1年以内に家屋が建設されたものに限り、免除期間Ⅱ固定資産税が最初に課税される年度を含む3年間。

▼**申請期限**Ⅱ2月1日(月)まで。詳細は、本庁・固定資産税課固定資産税係(内線1152)へお尋ねください。

※なお、企業誘致や地場産業の振興のための奨励措置

（工場などの建設費や用地の取得費の補助、雇用奨励金等の交付）も行っています。詳細は本庁（別館）・商工観光課産業支援係(内線2552)へお尋ねください。

インターネット教室の受講生募集

▼**対象Ⅱ**市内在住の60歳以上の人で、パソコンの基礎的な操作ができ、インターネットに興味がある人。

▼**とき**Ⅱ2月15日(日)から3月4日(木)までの毎週月・木曜日、午後1時30分から同4時30分まで（全6回）。

▼**内容Ⅱ**インターネットの基礎・エチケット、ウイルス対策など。

▼**受講料Ⅱ**無料（ただし、テキスト代は自己負担）。

▼**定員Ⅱ**18人（応募者多数の場合は抽選し、参加の可否を応募者に通知します）。

▼**申込方法Ⅱ**同館に備え付けの応募用紙またはハガキに住所・氏名・年齢・電話番号を記入し、1月29日(金)（当日消印有効）までに、〒863-0017市内船之尾町11-4 天草市中央公民館へ郵送または持参してください。

※パソコンは持参不要です。詳細も同公民館 ☎4049へお尋ねください。

子育て応援特別手当の支給停止について

平成21年10月1日号「市政だより天草」おしらせ版で、「子育て応援特別手当」の実施についてお知らせしましたが、国の「第1次補正予算の執行見直し」により、今回の同手当は支給停止となりました。

支給停止による同手当の財源は、来年度から実施予定の子ども手当など、子育て政策推進の財源に充てられ、変更ご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いします。詳細は本庁・子育て支援課(内線1175)へお尋ねください。

ご存じですか？ 障害者控除対象者認定

身体障害者手帳や療育手帳などの交付を受けていない65歳以上の人で、障害者控除対象者に認定されると、所得税と市・県民税の障害者控除を受けることができます。

ただし、控除を受けるには、市が発行する「障害者控除対象者認定書」が必要です。対象となる人は同認定書の交付申請をしてください（なお、身体障害者手帳などをすでに持っている人は、申告の際に手帳を提示することで控除が受けられますので、同認定書は必要ありません）。

また、介護認定を受けていない人は、医師の診断書や意見書が必要になりますので、事前に本庁・社会福祉課へご相談ください。

■**対象**＝市内在住の65歳以上の人で、次のいずれかに該当する人。

【障がい者】

①身体障害3～6級に準ずる障がいがある人

【問い合わせ先】本庁・社会福祉課障がい福祉係(内線1181)/高齢者支援課高齢者福祉係(内線1191)

②知的障害の軽度・中度に準ずる障がいがある人【特別障がい者】

③身体障害1・2級に準ずる障がいがある人

④知的障害の重度に準ずる障がいがある人

⑤寝たきりの高齢者

■**控除額**＝下表のとおり。

	所得税	市・県民税
障害者控除額	27万円	26万円
特別障害者控除額	40万円	30万円

■**申請方法**＝①～④は本庁・社会福祉課、⑤は本庁・高齢者支援課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、同課へ提出してください（牛深支所・保健福祉課とその他の支所・市民生活課でも申請できます）。

※認定結果は後日、郵送で通知します。